

## 広島県告示第 641 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

平成 20 年 7 月 22 日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 変更の許可の年月日

平成 20 年 7 月 14 日

### 2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

広島県知事 藤 田 雄 山

### 3 埋立区域の位置

広島市佐伯区海老園四丁目 1050 番 2 並びに 1050 番 2 及び 1058 番に接する防波堤の地先公有水面。広島市佐伯区海老山町 3092 番 7 の南西側防波堤並びに同町 3092 番 7, 3092 番 22, 3092 番 23, 3092 番 18, 3092 番 21, 3092 番 20, 3092 番 19, 3092 番 12, 3115 番, 3116 番 2 及び 3116 番 3 に接する市道・護岸の地先公有水面。広島市佐伯区旭園 950 番 19, 950 番 20, 950 番 10, 3084 番 36, 3084 番 35, 3084 番 34, 3084 番 38, 3084 番 33, 3084 番 1, 3084 番 42, 3084 番 23, 3084 番 26, 3084 番 25, 3084 番 16, 3084 番 15, 3084 番 14, 3084 番 19, 3084 番 18, 3084 番 17, 3084 番 11, 3084 番 32, 3084 番 10, 3084 番 31, 3084 番 30, 3084 番 9, 3084 番 29, 3084 番 28, 3084 番 8, 3084 番 7, 3084 番 41, 3084 番 40, 3084 番 5, 3084 番 39, 3084 番 4, 3084 番 3 及び 3084 番 2 に接する堤防(市道)地先公有水面。広島市佐伯区吉見園 3025 番, 3025 番と 3082 番の間にある潮回し, 3082 番及び 3083 番に接する堤防(市道)の地先公有水面。広島市佐伯区吉見園 3012 番 26, 3012 番 28, 3012 番 30 及び 3012 番 31 並びに同区藤垂園 2804 番 272, 2804 番 273, 2804 番 274, 2804 番 200, 2804 番 199, 2804 番 197, 2804 番 198, 2804 番 194, 2804 番 195, 2804 番 196, 2804 番 188, 2804 番 189, 2804 番 190 に接する市道及び潮回しを隔てて南側に接する堤防(市道)の地先公有水面。

### 4 埋立地の用途及び面積

用 途	変更前の面積 (ヘクタール)	変更後の面積 (ヘクタール)
ふ頭用地	約 19.5	約 19.5
港湾関連用地	約 15.7	約 15.7

道路用地	約 16.7	約 16.7
公園・緑地用地	約 42.0	約 42.0
窯業・土石製品製造業用地	約 5.1	約 0.9
建設業用地	約 5.9	約 4.4
印刷・同関連業用地	約 1.4	約 1.2
運輸通信業用地	約 0.5	—
食料品製造業用地	約 0.2	約 0.2
非鉄金属製造業用地	約 0.1	約 0.0
化学工業用地	約 0.5	約 2.5
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	約 0.8	約 1.9
衣服・その他の繊維製品製造業用地	約 0.3	—
金属製品製造業用地	約 13.6	約 4.5
家具・装備品製造業用地	約 4.6	約 0.1
精密機械器具製造業用地	約 1.7	約 1.6
ゴム製品製造業用地	約 2.4	約 0.9
その他の製造業用地	約 0.4	約 2.1
一般機械器具製造業用地	約 0.8	約 15.4
電気機械器具製造業用地	約 1.1	約 0.5
輸送用機械器具製造業用地	約 1.2	約 0.6

鉄鋼業用地	—	約 2.0
プラスチック製品製造業用地	—	約 1.4
石油製品・石炭製品製造業用地	—	約 0.3
清掃処理用地	約 2.8	約 2.8
住宅用地	約 10.5	約 10.5
教育施設用地	約 4.3	約 4.3
都市施設用地	約 0.4	約 0.4

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

昭和 61 年 12 月 11 日 広島県告示第 1084 号

(昭和 61 年 12 月 8 日付け指令港第 467 号で免許)